

契約の公表に関する基準

【独立行政法人環境再生保全機構会計規程実施細則】

（契約の公表）

第52条の2 契約担当職は、規程第43条から第45条の2までの規定により締結した契約のうち機構の支出の原因となる契約であって、予定価格が当該契約の種類に応じて前条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号の金額を超えるものについては、理事長が別に定めるところにより、理事会に報告を行うとともに、機構ホームページに次の各号に掲げる事項を掲載し、公表するものとする。

- （1） 契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
 - （2） 契約担当職の氏名及び所在地
 - （3） 契約を締結した日
 - （4） 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - （5） 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合はその旨（随意契約を行った場合を除く。）
 - （6） 契約金額
 - （7） 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められる場合又は機構の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限る。）
 - （8） 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
 - （9） 随意契約によることとした規程の根拠条文及び具体的かつ詳細な理由並びに企画競争又は公募手続の実施の有無
 - （10） 環境省が所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に機構の常勤役職員であったものが役員として契約を締結した日に在職しているときは、その人数
 - （11） その他必要と認められる事項
- 2 前項の規定による公表は、原則として契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に行うものとする。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、契約を締結した日の翌日から起算して93日以内に行うものとする。
- 3 第1項の規定による公表は、少なくとも公表した日の翌日から起算して1年が経過する日まで継続するものとする。
- 4 契約担当職は、当該契約について公表することが法令の実施を妨げる等公共の利益に反すると理事長が認めるときは、第1項の規定にかかわらず契約の公表をしないものとする。

契約の基準

【独立行政法人環境再生保全機構会計規程】

（一般競争契約）

第43条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、次条及び第45条に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより、一般競争に付さなければならない。

（指名競争契約）

第44条 機構は、契約を締結する場合において、当該契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がある場合及び一般競争に付することが不利と認められる場合には、指名競争に付することができる。

2 機構は、前項に規定する場合のほか、契約に係る予定価格が少額である場合及びその他特別の場合においては、別に定めるところにより指名競争に付することができる。

（随意契約）

第45条 機構は、契約を締結する場合において、当該契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合、競争に付することが不利と認められる場合及び機構の行為を秘密にする必要がある場合には、随意契約とすることができる。

2 機構は、前項に規定する場合のほか、契約に係る予定価格が少額である場合及びその他特別の場合においては、別に定めるところにより随意契約によることができる。

（企画競争）

第45条の2 専門的又は高度な技術等を要する、プログラム開発、調査・研究委託、設計、相談業務その他の役務契約で、予め具体的な仕様等を定めることが困難若しくは著しく不適當であって、競争入札に付することが適当でないものについては、技術、仕様等の提案、企画を公募し、最適なものを採用する方式（以下「企画競争」という。）で、契約相手方を決定することができる。

【独立行政法人環境再生保全機構会計規程実施細則】

（随意契約）

第52条 規程第45条第1項に定める当該契約の性質又は目的が競争を許さない場合とは、次に掲げる場合とする。

- （1） 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるとき。
- （2） 契約上特殊の物品又は特別の目的があるため買入先が特定され、又は特殊の技術を必要とするとき。

- (3) 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであるとき。
- (4) 契約の目的物件等が特定の者からでなければ調達することができないものであるとき。
- (5) 競争に付することにより機構において特に必要となる物件を得ることができないとき。
- (6) 機構が所有する物品の借入れの申込みがあったとき。
- (7) 前各号のほか当該契約がその特殊性により競争を許さないと理事長が認めるとき。

2 規程第45条第2項の規定により随意契約に付することができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が400万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (2) 予定価格が300万円を超えない財産を買入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (4) 前3号以外の契約でその予定価格が200万円を超えないとき。
- (5) 運送又は保管をさせるとき。
- (6) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
- (7) 競争に付しても入札者がなく、又は再度入札しても落札者がなくとき。
- (8) 規程第45条の2の規定により契約相手方を決定したとき。

3 契約担当職は、前2項の契約をしようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴取しなければならない。ただし、次に掲げる随意契約については、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 第1項の規定により法令に基づいて取引価格又は料金が定められていること、その他特別な事由があることにより特定の取引価格又は料金でなければ契約することが極めて困難であるものに係る契約
- (2) 予定価格が10万円未満である契約
- (3) 前項第7号の規定により随意契約に付する場合において当該契約を行わなければ中期計画の達成が困難であると理事長が認める契約